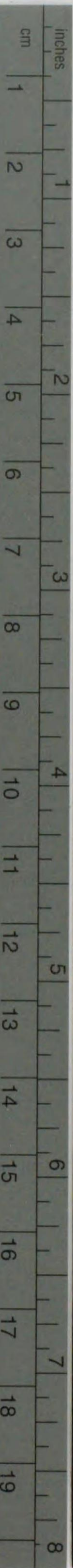


Kodak Gray Scale



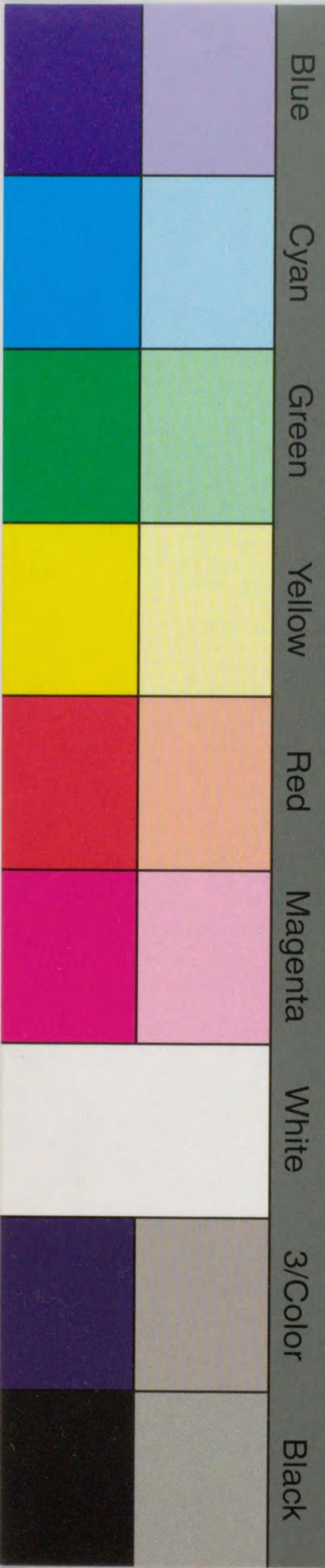
© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 **M** 8 9 10 11 12 13 14 15 **B** 17 18 19



Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak



159
111

日本書紀舊鈔本に就きて

日本書紀舊鈔本に就きて

159
111

159-111

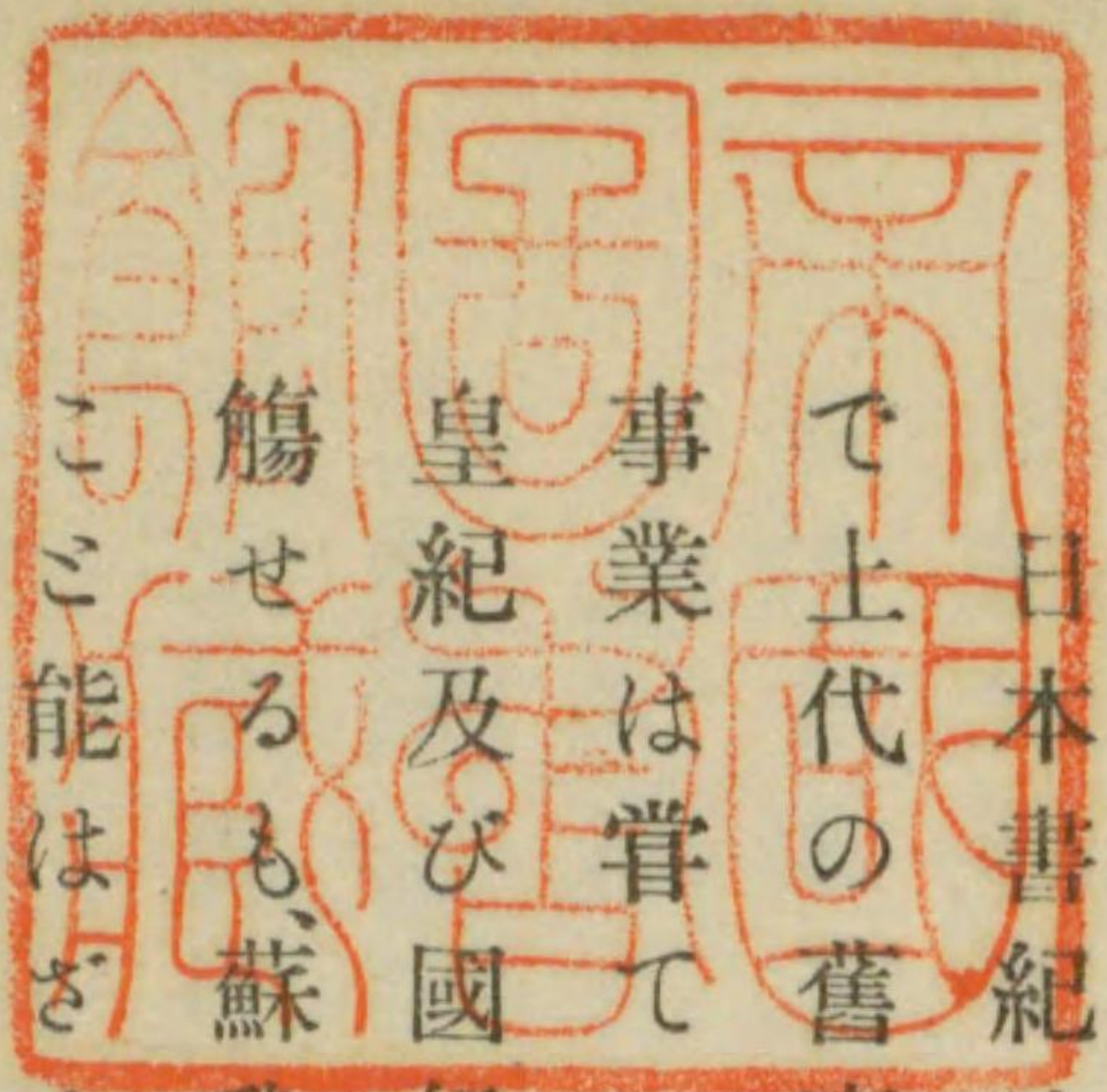


日本書紀
舊鈔本
に就きて



岩崎文庫藏 日本書紀舊鈔本に就きて

文學博士 黑板勝美



日本書紀はまた日本紀と稱せられ、建國以來持統天皇の御代に至るまで上代の舊事を編年體に纂録したるものなり、蓋し我が國に於ける修史事業は嘗て一たび推古天皇の朝、聖德太子大臣蘇我馬子と共に議して、天皇紀及び國紀臣連伴造國造百八十部公民等の本紀を録したまひしに濫觴せるも、蘇我氏滅亡の際焼失したりと傳へられ、その體裁内容等を知るここに能はざるを遺憾とす、或は先代舊事本紀の中なる國造本紀を以てその殘缺逸文なりとする説あり、この説また多少首肯すべき點なきにあらずと雖も未だこれにつきて的確なる證左を得たるにあらざる也、ついで天武天皇の御代川島皇子忍壁皇子等十人に勅して帝紀及び上古の諸事を記定せしめ、中臣連大島平群臣子首筆を執つて以て録す、想ふに是れ本

書編纂の端緒を開けるものならん。天武天皇はまた別に我が國開闢より推古天皇に至るまで舊辭を討覈して後世に傳へ給はんごし、親しく稗田阿禮に勅授して之を誦習せしめ給へり、奈良朝に入つて元明天皇和銅四年九月博士太朝臣安麻呂阿禮につきて之を筆記し明年正月之を上りしもの即ち古事記三卷なり、然れども古事記はその記するところ主として皇室帝紀のことに係り、歴代の事蹟未だ詳ならざるもの多し、是に於て更に和銅七年紀清人三宅藤麻呂等に勅して國史を撰定せしめられしも成るに及ばざりしが、その後七年元正天皇養老四年五月、舍人親王太安麻呂等勅を奉じて日本紀三十卷、系圖一卷を編修して之を上つり、本書始めて大成せり。

日本書紀はもと支那に於ける修史を摸範とし編纂せられたるものなり、その體裁編次の多く彼の史に據り、その文章字句の間々彼の書を襲ひしものあるもまた否むべからず、従つて多少文飾に流るゝ所なきにあらずと雖も、之を以て古事記の古樸なるに比し、その上代の事蹟を傳ふるに於て大に遜色ありとなすは固より誤まれり、況んや歷朝の紀事廣く異說逸聞を集め、諸氏の家乘諸國の地誌等を蒐集採録せるのみならず、朝鮮半島三國の史書に至るまで之を引用し、その精細を極むるものあるに於てをや、古事記の如き或はまた本書の資料に供せられたるに過ぎざるべし、我が上代史は實に日本書紀の存在するによつて始めて光彩を放ち得るもの甚だ大なりといはざるべからず。

かくて日本書紀は建國の體制以て明にすべく、皇室の尊嚴以て觀るべく、列聖の德澤以て仰ぐべし、而かも全編三十卷首尾闕けず今日に存するは至幸といふべき也、たゞその傳來既に久しく轉々書寫魯魚焉鳥の誤少しとせず、従つて舊鈔本の貴重なる亦こゝに贅するの要あらず、片簡斷墨すら學者はこれが搜訪を事とし猶ほ逸せざるに力むるなり、由來日本書紀の舊鈔本として世に名あるもの十數本あり、中に就きて京都市田中勸兵衛氏所藏應神天皇紀殘卷、前田侯爵家所藏の仁德天皇紀、雄略天皇紀、繼體天皇紀の三卷、及び京都市北野神社所藏本の三種を最も古本とす、田中

氏本應神天皇紀殘卷は同天皇元年紀の後半より四十一年紀の前半に至り蓋し首尾各一葉を闕く、その書風よりして之を觀るに恐らく平安朝初期貞觀年間を下らざるが如し、惜しむらくは養老以來博士の古點古訓を注せず、璞玉未だ彫琢を経ざるの思なくんばあらず。次に前田侯爵家本は傳へて藤原能信の筆となす、能信は御堂關白道長の第五子、官權大納言に至り、後三條天皇の皇太弟たるやその大夫たり、治曆元年薨す、その傳ふるところの説必ずしも直ちに信ずべからずといへども、その筆致より之を推すに、また藤原期の盛時を距ること遠からざるを覺ゆ。第三位の北野神社所藏本はもと神祇大副卜部兼永が三四種の古寫本を集めて足らざるところを補寫し、以て之を一部とせしものに係る、故にまた兼永本の稱あり、兼永は卜部兼俱の子、永正十五年神祇權大副に任ぜられついで正に轉せし人、平野社の祠官にして卜部家の支流なり、故にその補寫の數卷は四百年以前のものに過ぎずと雖も、その一部には院政時代の初と認むべきものあり、源平時代のものとして觀るべきものあり、南狩時代の初と推すべきものあり、また珍本たるを失はず、この三種の外山城向神社に神代紀下一卷を藏せり、もと醍醐理性院の所藏にかゝり延喜年間の書寫なりと稱せらるゝもその書風より論ずるに決して當時のものにあらず、若しそれ嘉禎二年の所寫なる賀茂本、嘉元年間書寫せられし丹鶴叢書本を除けば、熱田神社本(永和年間)舊玉屋本(永享年間)以下の諸本皆五六百年以降のものたるに過ぎず。

この間にあつてこゝに岩崎男爵家所藏の舊鈔本が我が學界に紹介せられたるは空谷に磴音を聞くの感なくんばあらず、この本はもと廣橋伯爵家の藏架にありしもの、僅に卷第廿二推古天皇紀卷第廿四皇極天皇紀の二卷を存するのみなりと雖も、その古寫善書たるに於て、その古訓古點を有するに於て舊鈔本中の白眉と推さざるべからず。

この二卷共に筆者の名を傳へず、今その書風によりて鈔寫の年代を推定せんに、之を一見して直ちにその前田侯爵家本よりも古く田中氏本よりも稍々下れるを知る、その筆致の流麗にして而かも適勁なるところ想

ふに平安朝初期の末葉本朝の書將に唐風を脱せんとせし寛平延喜の交なるべき歟、而してその傍證たるべきものは前田侯爵家及び徳富蘇峯氏所藏の秘府略各一卷なり、また固より筆者の年代を詳にする能はずと雖も、その紙背に延喜年間の文草あるより推し、その書寫の時代を知るを得べし、今これを岩崎文庫本日本書紀と對照すれば概ねその書風を等しうし、以て共に平安朝初期の末葉に屬するを觀るなり。

されば岩崎文庫本は田中氏本に比し、假令その古寫の點に於て一籌を輸するとするも、前にいへる如く田中氏本は古訓古點を有せざるに、岩崎文庫本は一々之を傍注し、我が國語國文の變遷を研究するに對し多大の貢獻を寄與するはまた大に推獎せざるべからず、その古點(乎古止點)に關する研究は別に吉澤文學博士の文のあるあり、今こゝに贅せず、古訓に關する研究も世自らその人あるべきを以て、こゝにはたゞ大略を述べんに、岩崎文庫本の訓中最も古きものは實に本文の右傍に朱を以て注したるものなり、その用ふるところの假字一見また古體なるを知るべし、而して

皇極天皇紀には更に年月を隔て、この朱訓に墨を點じたる跡あるを見る、又別に墨書せるものあり、これを第二の古訓となす、蓋し皇極天皇紀の卷末に

寶徳三二廿一點校畢

と書せる人の手によつて加へられたるものならん、第三の古訓は左右兩傍に墨字を施せるもの即ち是なり、一條禪閣兼良が更に卜部家本によりて之を校せしものにかゝる、推古天皇紀の卷末に

以下部家本校之

之

とあり、皇極天皇紀の卷末に

文明六五晦重以卜氏本校之畢

之

とあり、此花押は即ち覺惠の草名にして兼良の法名なり、兼良博學多聞最も朝典に通ず、日本紀纂疏はその著の一なり、文明五年六月出家、同十三年四月薨ず、時に年八十、この本の對校は出家後一年、その七十三歳のものにかゝる、以て兼良が老いて益々學に篤きを想ふべし、またこの奥書により

てこの岩崎文庫本がもご一條家の秘庫にありしものたるを知るなり。
推古天皇紀一卷、紙數廿一葉、首尾二紙を除き、每紙二十四行、一紙縱九寸二分、横一尺七寸、烏絲欄界、欄外天凡そ一寸、地凡そ一寸一分半、界長七寸五厘、界間約七分、每行十五六字、或は十七字に及ぶ、今流布本と對照し、その異同の特に著しきものを擧げんに、

〔流布本〕

〔岩崎文庫本〕

元年	懷妊	懷任
八年	爰新羅任那王二國	王字なし
九年	流于上野	于字なし
十年	山背臣日並立	並字なし
十一年	擊新羅大將軍	征新羅大將軍
同 年	埴生山岡上	埴生崗上
十二年	方氣	万氣
同 年	君臣有禮	群臣有禮

同 年	須治訴者	頃治訴者
同 年	爲官以求人不求官	爲官以求人爲人不求官
同 年	罰不在罰	罰不在罪
同 年	凡夫人有私	凡人有私
十四年	天皇太喜之	天皇大嘉之
十五年	故臣爲謁心宜拜神祇	故群臣共爲謁心宜拜神祇
十六年	知皇命居海表	知皇介居海表
同 年	想清念	想清念
十七年	俗人七十五人	俗七十五人
廿 年	知余珥茂訶句志茂餓茂	十字なし
同 年	其儻	其儻此今大市首辟田直等祖也
廿一年	太子召近習先者	太子召近習者
廿三年	秋七月	秋九月
廿六年	便得好材以名將伐	便得好材以將伐

廿九年 少幼者如亡慈父母

卅一年 卅一年秋七月

同年 因約曰

同年 則奈末智洗遲

卅二年 卅二年夏四月丙午朔

同年 賴歸三寶

同年 日言矣則日不晚

卅三年 卅三年春正月壬申朔

卅四年 卅四年春正月

卅六年 時年七十五(分注)

皇極天皇紀一卷、紙數十六葉、首尾二紙を除き、每紙二十四行、紙の大小烏
絲欄界毎行の字數等略々推古天皇紀に同じ、今左に流布本とその異同の
著しきものを對照せん、

〔流布本〕

〔岩崎文庫本〕

少幼如亡慈父

卅年秋七月

以因約曰

則遣奈末智洗遲

卅一年夏四月丙午朔

賴歸三寶

日言矣日不晚

卅二年春正月壬申朔

卅三年春正月

時年七十三(分注)

元年 大臣伊梨柯須彌殺大王

同年 弟王兒

同年 敏傍家

同年 百濟使船

同年 大乘經

同年 無雲雨十一月朔

同年 皇太子大臣

二年 營兆所

二年 冰雨

同年 群卿聞而謂之曰

同年 視皇祖母喪

同年 傷殘百姓

三年 謀要訖

同年 憂惶何也

大臣伊梨柯須彌弒大王

弟王子兒

於敏傍家

百濟調使船

大雲經

無雲而雨十一月壬子朔

皇子大臣

瑩兆所

雨冰

群卿聞而相謂之曰

視皇祖母命喪

傷害百姓

謀要訖

憂悔何也

四年 投箱中兩劔

同年 助大臣設軍陣

同年 奉中大兄

同年 所斬之兆也

授箱中兩劔

將助大臣處設軍陣

奉獻中大兄

所誅之兆也

以上對照せしところはその特に著しきものを擧げたるに過ぎずといへども、岩崎文庫本が如何に善本たるかを觀るに足るべし、例へば推古天皇十二年紀なる群臣有禮の如き、始めて妥當なる解釋を下すを得べく、また三十一年紀より三十四年紀に至るまでは流布本各一年を差す、この本及び長曆によりて當さにすべて一年を上せざるべからざるなり。

大正八年四月十七日印刷
大正八年四月二十日發行

編纂者 東京市牛込區市谷聖王寺町八十二番地 和田維四郎

發行者 東京市麹町區八重洲町一丁目一番地 岩崎家庭事務所 岩崎文庫

代表者 石田幹之助

印刷者 東京市神田區雉子町三十二番地 精藝出版合資會社內 弓山靜身

159
111

